

深交会発第 18 号
令和 8 年 1 月 15 日

深谷市地域公共交通会議 委員各位

深谷市地域公共交通会議
会長 深谷市副市長 長原 一

令和 7 年度第 6 回深谷市地域公共交通会議(書面会議)について(通知)

日頃より、本市の交通政策に対して御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、前回までの会議で御審議をいただいた深谷市コミュニティバス「くるリン」再編計画について、素案を作成しましたので御確認をお願いいたします。

また、別の内容となりますが、コミュニティバス「くるリン」運行の財源となっている国庫補助金(フィーダー補助金)の手続きに必要な地域公共交通確保維持改善計画の事業評価を作成しましたので、こちらも併せて御確認いただき、御承認くださいますようお願いいたします。

御多用のところ大変恐縮ですが、令和 8 年 1 月 23 日(金)までに、別添の書面協議書にて、御回答くださいますようお願いいたします。

記

1. 議 題

議案第 1 号

深谷市コミュニティバス「くるリン」再編計画素案について・・・資料①

議案第 2 号

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善計画の事業評価について・・・資料②

2. 回答方法

書面協議書を電子メール、FAX 又は持参にて御提出ください。

【連絡先】

深谷市地域公共交通会議
事務局(深谷市 都市整備部 都市計画課)
TEL: 048 (574) 6654 (直通)
FAX: 048 (571) 1092
Mail: toshi@city.fukaya.saitama.jp

参 考 資 料

地域公共交通確保維持改善計画の事業評価とは

深谷市コミュニティバス「くるリン」は、国土交通省から【地域公共交通確保維持改善事業費補助金（フィーダー補助金）】の支援を受けて運行しています。

今回、フィーダー補助金の申請時に策定した「地域公共交通確保維持改善計画」の対象期間が終了したことから、事業評価（自己評価）を実施して、その結果を国土交通省へ提出する必要があります。

事業評価の提出は、予め地域公共交通会議の承認を得た上で行う必要があることから、委員の皆様にご審議をお願いするものです。

なお、今回の事業評価の対象期間は、令和6年10月1日から令和7年9月30日までの1年間となっております。